

福祉ガイド



児童手当が義務教育就学前まで支給されます

現在、3歳未満のお子さんを養育している方に支給されている児童手当は、制度が改正され、平成12年6月1日から次のようになりました。

	改正前	改正後
対象年齢	3歳未満	義務教育就学前 (6歳到達後最初の年度末) ※平成6年4月2日以後に生まれた児童
手当月額	第1子・2子 5,000円 第3子以降 10,000円	第1子・2子 5,000円 第3子以降 10,000円
支払時期	2月・6月・10月	2月・6月・10月

■児童手当の支給を受けるには？

- *児童手当は、養育者からの申請がないと支給されません。保健福祉課福祉係(公務員の方は勤務先)へ申請書を提出してください。
- *申請書の他に「年金加入証明書」「所得証明書」など、必要に応じて添付書類を提出することがあります。
- *所得が一定額以上の方は、児童手当は支給されません。所得制限額については、保健福祉課福祉係へお問い合わせください。

■いつごろ手続きすればいいの？

《新規に請求する方》

平成12年9月30日までに申請された場合、平成12年6月分までを上限としてさかのぼって支給されます。(9月以前に支給要件にあてはまっていた月分に限りです。)

(注意) ただし、9月に申請した場合、事務処理上10月の支払い日に間に合わない場合がありますので早めに提出してください。また、9月30日は土曜日のため役場はお休みです。

《児童手当を現在受けている方》

「現況届」を平成12年6月30日までに提出して下さい。義務教育就学前のお子さんもいる場合は「額改定請求書」も提出して下さい。

(注意) 平成12年10月1日以降の申請については、申請月の翌月分からの支給となります。

